

十日町市学校体育施設開放事業実施要項

1 趣 旨

この要項は十日町市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成 17 年教委規則第 42 号）の規定により、学校体育施設の有効活用と地域における社会体育・生涯スポーツの普及振興、学校週 5 日制への対応や学校運動部活動への支援として地域と利用者が共同でスポーツ環境の整備を行い、たくましく心豊かな児童・生徒を育成するため、学校施設を開放することについて必要な事項を定めるものとする。

2 開放する学校

小学校 【23 校】	〈十日町地域〉	十日町小学校	中条小学校	東小学校
	飛渡第一小学校	馬場小学校	川治小学校	吉田小学校
	鑑島小学校	西小学校	下条小学校	水沢小学校
	旧八箇小学校	旧東下組小学校		
	〈川西地域〉	千手小学校	上野小学校	橘小学校
中学校 【9 校】	〈中里地域〉	田沢小学校	旧倉俣小学校	旧貝野小学校
	〈松代地域〉	松代小学校		
	〈松之山地域〉	松之山小学校	旧松里小学校	旧浦田小学校
	〈十日町地域〉	十日町中学校	中条中学校	南中学校
	吉田中学校	下条中学校	水沢中学校	
	〈川西地域〉	川西中学校		
	〈中里地域〉	中里中学校		
	〈松代地域〉	松代中学校		

3 開放する施設、及び日時

開 放 施 設	開 放 す る 日	開 放 す る 時 間
屋 内 運 動 場 柔 剣 道 場 卓 球 室	平 日	午後 6 時から午後 10 時 00 分まで
	休日・休業日	午前 9 時から午後 10 時 00 分まで
	土 曜 日	学校長が決定した時刻から午後 10 時 00 分まで
グ ラ ウ ン ド	4 月から 11 月まで	学校長の決定によるものとする
●開放する時間については、準備及び片付け時間を含む。 ●開放校において、特別な事情があると教育委員会が認めた場合には、開放内容を変更することができる。		

4 利用者

利用者は、次の（１）、（２）の事項のいずれかに該当するものとする。

- （１）地域住民と児童・生徒が一緒になってスポーツ等を行い、たくましく心豊かな児童・生徒を育成するための利用であり、責任者を明確にし、あらかじめ教育委員会に登録したもの。
- （２）原則として、市内に在住または在勤する者が 5 人以上で構成する団体で、責任者を明確にし、あらかじめ教育委員会に登録したもの。

5 利用の制限

- (1) 利用者(1)に掲げるものの利用に支障があるときには、(2)に掲げるものの利用を制限することができる。
- (2) グラウンドと雨天の際の体育館利用の両方を希望する団体がある場合、体育館利用は体育館のみ利用する団体を優先することができる。

6 運営委員会

- (1) 開放事業を円滑に行うため、開放校ごとに運営委員会を設置する。
- (2) 運営委員会の組織は、開放校の校長、各利用団体の代表、市スポーツ振興課又は川西、中里、松代、松之山公民館職員とする。
- (3) 開放校ごとに、年1回以上開催することを原則とする。
- (4) 責任者もしくは代理者の出席の無い団体は、利用意思のないものとみなすこととする。

7 管理(指導)員

- (1) 開放施設を利用する者の危険防止及び施設設備の管理に当たるため、管理員を設置する。
- (2) 管理員は、開放校の校長とする。
- (3) 開放施設を利用する際に、管理員の指示を遵守するため、管理指導員を設置する。
- (4) 管理指導員は、各利用団体の利用責任者とする。

8 申込み及び利用承認

利用者は、所定の申込書を、学校長を経由して教育委員会に提出し利用の承認を受けなければならない。

- (1) 利用の期間については次のとおりとする。
4月1日から翌年3月31日まで
- (2) 申込みについては次のとおりとする。

提出書類	十日町市学校体育施設開放事業利用申込書 学校体育施設開放事業利用団体登録者名簿	
提出先	年度当初から申込みをする場合	利用する学校を所管する教育委員会部局(スポーツ振興課又は川西、中里、松代、松之山公民館)へ直接提出 *スポーツ振興課又は上記公民館で一括し、開放校ごとに運営委員会で調整を図ると同時に学校長の承認を受ける 【提出期限】利用しようとする前年度の1月中
	年度途中から申込みをする場合	開放校へ直接提出 *開放校は利用を承認する場合、校長印を押印後、教育委員会スポーツ振興課又は川西、中里、松代、松之山公民館へ送付 【提出期限】利用しようとする日の10日前

9 利用上の留意事項

利用者は、開放校において次の事項に留意しなければならない。

- ① 指定した場所以外の場所には立ち入らぬこと。
- ② 指定した設備以外の設備は利用しないこと。
- ③ 指定した場所以外の場所には自動車等を乗り入れ、または駐車しないこと。
- ④ 利用中の飲酒等をしないこと。

- ⑤ 学校敷地内は、全て禁煙とし、その他の火気も使用しないこと。
- ⑥ 利用をする際のカギの管理（借用、返却）を徹底すること。
- ⑦ 利用後、施設設備を利用前の状態に復帰すること。
 - ・ 使用後の整理整頓（後片付け、モップ清掃）
 - ・ 使用後の責任者による見回り確認（火気、消灯、施錠）
 - ・ ゴミは各自で持ち帰ること。
 - ・ 利用時間を守り、終了時刻には施錠をすること。
- ⑧ 利用状況を所定の利用日誌に毎回忘れずに記入すること。
- ⑨ 当日の利用者が 5 人未満の場合には、利用を中止するか、利用時間を短縮し、照明照度の節約をすること。
- ⑩ 利用を中止するときには、事前に学校・鍵保管人へ連絡すること。
- ⑪ 施設・設備を損傷又は亡失しないこと。故意又は過失によって損傷もしくは亡失したときは、賠償の責を負うものとする。
 - ・ 万が一損傷もしくは亡失した場合は、利用日誌に記入し、速やか（遅くとも翌日の午前中まで）に学校とスポーツ振興課又は川西、中里、松代、松之山公民館へ連絡すること。
- ⑫ 市から発行される施設使用料の納期限を厳守すること。
- ⑬ 上記留意事項等を遵守できない利用者、団体は、その事実を確認した以降、市内すべての学校開放事業による施設の使用を認めない。（規則第 6 条第 2 項による）

10 用具

（1）開放校が貸し出せる用具

- ・ 支柱（バレーボール、テニス、バドミントン、卓球）
- ・ ネット（バレーボール、テニス、バドミントン、卓球）
- ・ 卓球台
- ・ バスケットボールゴールリング、ネット
- ・ サッカーゴール、ネット

※学校により置いていない用具があるため、利用団体において事前に学校へ確認すること。

（2）利用者が各自準備する用具

- ・ 主に消耗品（ラケット、ボール、シャトル等）

11 使用料

- （1）使用料金については、「十日町市立小学校及び中学校施設等の使用条例」に準ずる。
- （2）使用料金が全額免除とならない利用団体は、使用した月の翌月 5 日までに「十日町市立学校体育施設月別利用実績報告書」をスポーツ振興課又は川西、中里、松代、松之山公民館へ提出する。
- （3）使用料金は、使用料納付書に記載の期日までに指定の金融機関にて納付するものとする。

12 その他

- （1）利用については、1 団体につき 1 校を原則とする。
- （2）利用回数は、1 団体につき最高週 3 回までとする。
- （3）各団体の責任において、必ず傷害保険（スポーツ安全保険等）に加入することとする。